

東京都立若葉総合高等学校いじめ防止基本方針

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを生まない学校づくり、いじめを許さない学校づくりを推進する。
- (2) いじめられた生徒を守り通し、いじめ解決に向けた生徒の行動・取組を支援、促す。
- (3) いじめ問題に対し、教員の指導力の向上を図るとともに組織的に対応し、学校一丸となって取り組む。
- (4) いじめ問題に保護者・地域・関係機関と連携して対応し、社会総がかりで取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、生徒の保護者、地域住民、児童相談所、その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止および早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務がある。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応について、中核的な役割を担う。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止に関すること
- いじめの早期発見に関すること
- いじめの早期対応に関すること
- いじめによる重大な事態への対応に関すること
- いじめに関する教員研修に関すること

ウ 会議

- 年度当初および「生活実態調査」「いじめ実態調査」の実施・集計後、委員会を招集する。

エ 委員構成

- 校長、副校長、生活指導主任、保健主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進める。

イ 所掌事項

- 各関係機関等が持っている情報や問題意識を集約・共有して事案に対応し、迅速かつ効果的な指導・支援を実施する。
- 少年やその保護者から信頼を得るため、複数の関係機関等が同時期に効果的な働き掛けを行い、共通理解に基づく同じ方向性を持った指導・支援を実施する。

ウ 会議

- 原則として、年に2回開催する。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

- 校長、副校長、生活指導主任、スクールカウンセラー、保護者代表、主任児童委員、スクールサポーター、校長が指定する教員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 特別活動における学期始め（年3回）や「ホームルーム」、「産業社会と人間」などにおいていじめに関する授業を行う。
- イ 東京都教育委員会による「いじめ防止カード」を作成する。
- ウ HR担任が個人面談を行い、生徒の学校生活での心配事、困ったことなどを把握する。
- エ セーフティ教室等で警察等から「SNS」による被害・いじめとの講座をもち、情報モラル教育を行う。

(2) 早期発見のための取組

- ア 年2回（4～5月と10～11月）に「生活意識調査」を実施し、活用に向けた分析を行う。
- イ 生徒が、躊躇なくスクールカウンセラーに相談できる環境を作る。特に1年次はスクールカウンセラーによる全員面接を行う。
- ウ 年3回程度、HR担任が生徒の表情を見ながら二者面談を行い、本人のことだけでなく友人のこと、クラス、部活動、家庭の状況などを把握する。
また、面談方法等についてスクールカウンセラーの助言を受ける。
- エ 各教職員間の連携を密にし、不審な行動等があった場合はすぐに連絡をとる体制を作る等、HR担任だけでなく、管理職をはじめすべての教職員で組織的にいじめ防止にあたる。
- オ 学校全体で、生徒を見守っているというメッセージを発する。
- カ 関係機関との連携による「学校非公式サイト等」を監視する。
- キ 「いじめ発見のチェックシート」「いじめ防止カード」「いじめ実態調査」等を活用し、いじめの早期発見を確実に行う。
- ク 東京都「いじめ相談ホットライン」を生徒に周知する。

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会を核とした対応

- いじめの状況を把握した段階で、すぐに学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を招集して、加害生徒、被害生徒、交友のある生徒等、様々な角度から現状を把握する。
- 保護者への連絡、都教委への連絡・連携、警察、児童相談所など関係機関への連絡・連携を行う。
- 生徒の情報について全教職員が情報を共有することができるように記録を取り、ファイルする。

イ 被害生徒といじめを伝えた生徒の安全確保とケア

- 状況を把握する際、複数教員で対応する。また、安全確保のために普段の状況をきめ細かく把握する。
- スクールカウンセラー等を活用し、心理的なストレスを軽減する。
- 保護者への連絡を密にし、保護者へスクールカウンセラー等の紹介をする。

ウ 加害生徒の指導

- 事情聴取を行う際は、複数教員で対応するとともに、保護者へ迅速に連絡をする。
- 必要に応じ、上記専門機関に連絡の上指導方法を相談し、連携をとる。
- 再発防止のためにも、組織的・継続的に指導を行うとともに、スクールカウンセラー等を活用する。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護・ケア

- 複数教員で綿密に連携し、被害生徒を保護する。必要に応じて保健室などで緊急避難措置をとる。
- 継続的な保護の中で、スクールカウンセラー等によるケアを必ず実施する。

イ 加害生徒への働きかけ

- 生活指導部および当該生徒の学年で事情聴取し、必要に応じて特別指導を行う。
- 警察への相談、通報を行う。
- 指導の過程で、スクールカウンセラーによるケアを必ず実施する。
- 保護者へ連絡を密にし、保護者に対してもケアを行う。

ウ 東京都教育委員会・関係機関への連携

- 西部学校経営支援センターへ連絡をし、指示・支援を受けて対応する。
- 児童相談所や医療機関へ相談し、連携をとるとともに、都教委の「いじめ問題解決支援チーム」と連携をとる。

エ 保護者・地域との連携

- いじめ対策緊急保護者会を実施するとともに、PTA との連携をとる。また、必要に応じて地域の専門家などと連携をとる。

5 教職員研修計画

- (1) 年3回、いじめ防止についての教職員向け研修を行う。
- (2) 研修の内容は、いじめのない人間関係づくりや事例研究等とし、必要に応じ、警察等の協力を得て「SNS」等による被害・いじめに関連する研修を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会等の機会、いじめの防止に対する学校の取組を周知するとともに、家庭での留意事項について、協力を依頼する。
- (2) 入学式や保護者会や案内などで、年度当初、スクールカウンセラーを紹介する。また、保護者が学校に相談しやすい環境を整える。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 自治会や主任児童委員、スクールサポーターと連携して学校へ情報を伝えやすい環境づくりに努め、学校外での生徒の気になる状況をできる限り把握する。
- (2) 警察・児童相談所への通報及び日常的な連絡
 - 普段から情報の連携を密にし、問題行動が発生した際に、円滑で適切な緊急時連携ができるようにする。
 - 暴行や金銭強要など犯罪行為や児童虐待が疑われる場合は、迅速かつ円滑に警察や児童相談所と情報を共有し、対策を協議する。また、相談を行うべきか否かの判断に迷う場合も含め、警察には積極的に相談する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 本基本方針公開の後に行われる学校評価アンケート（生徒、保護者、教職員、地域社会）において、いじめの未然防止、早期発見について、①組織の整備体制、②基本方針の周知について4段階での評価を受ける。
- (2) (1)の集計結果に対し、「学校いじめ対策委員会」において分析を加え、基本方針の改善の方策について協議し、改善等の提案、策定を行う。